

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

改 正 案

現 行

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた株式会社）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の信用格付業者（金融商品取引法第二条第三十六条に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）により、長期の債務（物上担保若しくは保証又は劣後的内容を有する特約が付されているものを除く。以下同じ。）を履行する能力（保険金を支払う能力を含む。以下同じ。）について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当

（特別株式買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた株式会社）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により、長期の債務（物上担保若しくは保証又は劣後的内容を有する特約が付されているものを除く。以下同じ。）を履行する能力（保険金を支払う能力を含む。以下同じ。）について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当

該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める者（

以下「準信用格付業者」といふ。）によりイに規定する格付に

準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 信用格付業者による格付及び準信用格付業者による評価が付

与されている銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつ

て、次のいずれかに該当するその子会社（銀行法第二条第八項

に規定する子会社をいう。）である銀行若しくは長期信用銀行

又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社（以下「子銀

行等」という。）の株式の当該者による取得価額（最終の貸借

対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合

計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務

大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力

について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大

臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者

の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。

）。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行す

る能力について複数の格付が付与されているときは、当該一

の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付の

うち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評

は、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める者（

以下「準指定格付機関」といふ。）によりイに規定する格付に

準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付

与されている銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつ

て、次のいずれかに該当するその子会社（銀行法第二条第八項

に規定する子会社をいう。）である銀行若しくは長期信用銀行

又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社（以下「子銀

行等」という。）の株式の当該者による取得価額（最終の貸借

対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合

計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務

大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力

について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大

臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者

の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。

）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行す

る能力について複数の格付が付与されているときは、当該一

の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付の

うち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評

価が付与されていること。

二 (略)

2・3 (略)

価が付与されていること。

二 (略)

2・3 (略)

(発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十条の五 法第三十八条の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社株式買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力に

ついて、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準信用格付業者によりイに規定する格付に準ずるものとして

(発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十条の五 法第三十八条の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社株式買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力に

ついて、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして

業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 信用格付業者による格付及び準信用格付業者による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条の十 法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八

業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条の十 法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八

条の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準信用格付業者によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 信用格付業者による格付及び準信用格付業者による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額がある

条の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する銀行等（当該議決権の過半数を一の株式会社が保有する場合にあっては、当該一の株式会社が議決権の過半数を保有する銀行等を含む。）の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた銀行等）が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、长期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額がある

ときは、その価額）の合計額が当該者の総資産の額に占める割

合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力

について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。

（2）(1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

（発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条の十六 法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会

ときは、その価額）の合計額が当該者の総資産の額に占める割

合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の指定格付機関により、长期の債務を履行する能力

について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。

（2）(1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

（発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件）

第二十条の十六 法第三十八条の四第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者（当該株式を発行している者が、専ら当該株式を発行している者の議決権の過半数を保有する一の株式会社（当該一の株式会

社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。)の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた株式会社)が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。)。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準信用格付業者によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 信用格付業者による格付及び準信用格付業者による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること(当該格付が当該者

社が総株主の議決権の過半数を保有する株式会社を含む。)の自己資本の充実を目的として設立された法人である場合には、当該自己資本の充実の目的とされた株式会社)が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること(当該格付が当該者

の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。)。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

- (2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。
- (2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

(会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口の要件)

第二十条の二十三 法第三十八条の六第三項に規定する内閣府令・財

務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の信用格付業者により、長期の債務を履行する能力に

ついて、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が

指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼に

より付与され、かつ、公表されている者に限る。）であること

。ただし、一の信用格付業者により、長期の債務を履行する能

力について複数の格付が付与されているときは、当該一の信用

格付業者により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も

低位のものとする。

の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、长期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

- (2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。
- (2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

2・3 (略)

(会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口の要件)

第二十条の二十三 法第三十八条の六第三項に規定する内閣府令・財

務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 会員からの投資口の買取りの申込みに係る投資口を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関により、长期の債務を履行する能力に

ついて、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が

指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼に

より付与され、かつ、公表されている者に限る。）であること

。ただし、一の指定格付機関により、长期の債務を履行する能

力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定

格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も

低位のものとする。

口 準信用格付業者によりイに規定する格付に準ずるものとして
業務規程に定める評価が付与されている者

2
・
3
二・三
(略)

口 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして
業務規程に定める評価が付与されている者

2
・
3
二・三
(略)